

(趣旨)

第1条 この規定は一般社団法人群馬県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌について定める。

(事務局)

第2条 事務局は下記の部を統括する。

1. 総務部

- 1) 定款・定款細則および諸規程の運用に関すること
- 2) 総会等諸会議の準備・運営および議事録などの作成・保管に関すること
- 3) 慶弔に関すること
- 4) 資産の管理に関すること
- 5) その他

2. 庶務部

- 1) 会員の入退会等の管理に関すること
- 2) 事務職員の労務等の管理に関すること
- 3) 公文書・報告書などの発送・受領および保管に関すること
- 4) 情報配信に関すること
- 5) ホームページ、SNS等の作成・管理・更新に関すること
- 6) 渉外等に関すること
- 7) 事務所の管理に関すること
- 8) 表彰に関すること
- 9) 予算・決算に関すること
- 10) その他

3. 広報部

- 1) 広報活動に関すること
- 2) ニュース源流に関すること
- 3) 記録、保存に関すること
- 4) その他

4. 福利厚生部

- 1) 活動災害補償制度に関すること
- 2) 賠償責任保険に関する事
- 3) 法律相談に関する事
- 4) 会員向け割引優待サービスに関すること
- 5) 個人の生活サポートに関すること
- 6) その他

5. ワークライフバランス部

- 1) 職場環境の整備に関すること
- 2) ライフイベントに伴う就業についての情報提供に関すること

3) その他

(学術局)

第3条 学術局は下記の部を統括する。

1. 生涯学習部
 - 1) 新人教育プログラム必須セミナー、選択セミナーの企画・運営に関する事
 - 2) 新人症例検討会の企画・運営に関する事
 - 3) 生涯学習の単位認定に関する事
 - 4) その他
2. 臨床実習教育部
 - 1) 臨床実習指導者養成に関する事
 - 2) 臨床実習教育に関する事
 - 3) その他
3. 研修部
 - 1) 研修活動の企画と運営に関する事
 - 2) 学術資料の作成と保管に関する事
 - 3) その他
4. 学術誌部
 - 1) 学術誌の発行に関する事
 - 2) その他
5. 学会部
 - 1) 群馬県理学療法士学会の運営に関する事
 - 2) その他
6. 研究支援部
 - 1) 会員の研究活動支援に関する事
 - 2) 研究方法や統計手法の助言等に関する事
 - 3) その他

(職能局)

第4条 職能局は下記の部を統括する。

1. 健康福祉部
 - 1) 健康増進に関する事
 - 2) 県や各種団体からの依頼等（委託事業を含む）の対応に関する事
 - 3) 地域リハビリの啓発・普及・発展の為の活動に関する事
 - 4) 介護保険制度に対する県協会の理解を深める為の活動に関する事
 - 5) 訪問リハビリテーションの普及と促進に関する事
 - 6) その他
2. 発達支援推進部
 - 1) 小児リハビリ業務拡大と充実に関する事
 - 2) 障がい児（者）理解の啓発に関する事

- 3) 発達支援に関すること
- 4) その他
- 3. 医療・介護保険部
 - 1) 医療保険診療報酬に関すること
 - 2) 介護保険介護給付費に関すること
 - 3) その他
- 4. スポーツ推進部
 - 1) スポーツ理学療法の普及・啓発に関すること
 - 2) 障がい者スポーツを含む各種スポーツ団体への支援および連携に関すること
 - 3) スポーツ理学療法に関する講習会の開催
 - 4) 各種県内・国内・国際競技会支援
 - 5) 学校保健、スクールトレーナーに関すること
 - 6) その他
- 5. 地域包括ケアシステム部
 - 1) 地域ケア会議に関すること
 - 2) 医療介護連携に関すること
 - 3) 介護予防事業に関すること
 - 4) 認知症施策に関すること
 - 5) 地域包括ケアシステムに関する多職種連携に関すること
 - 6) 地域包括ケアシステムに関する会員のネットワーク形成に関すること
 - 7) その他

(公益事業局)

第5条 公益事業局は下記の部を統括する。

- 1. 災害対策部
 - 1) 災害に関すること
 - 2) その他
- 2. 産業保健部
 - 1) 産業保健に関すること
 - 2) 労働環境支援に関すること
 - 3) その他

(ブロック局)

第6条 ブロック局は県内4ブロック（西毛、中毛、東毛、北毛）を統括する。

- 1. ブロックにおける協会の交流、親睦事業の実施
- 2. ブロックにおける地方自治体の委員推薦依頼への対応
- 3. 協会指定管理者ネットワークの構築と活動に関すること
- 4. ブロック単位での研修会や勉強会の企画運営に関すること
- 5. その他

(委員会)

第7条 委員会はそれぞれ以下の事業を分掌する。

1. 選挙管理委員会
 - 1) 役員選出に関する事
 - 2) 代議員選出に関する事
 - 3) その他
2. 政策活動委員会
 - 1) 政策対策に関する事
 - 2) 群馬県理学療法士連盟との情報共有に関する事
 - 3) その他
3. 特別委員会
 - 1) 特別に必要とされた事業に関する事
 - 2) その他

(規定の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

付則

1. この規程は、平成30年7月1日より施行する。
2. この規程の施行日までの分掌は、この規程により施行されていたとみなす。
3. この規程は、令和元年7月29日より一部改正により施行する。
4. この規程は、令和4年3月7日より一部改正により施行する。
5. この規程は、令和4年7月25日より一部改正により施行する。
6. この規程は、令和6年10月1日より一部改正により施行する。
7. この規程は、令和7年4月1日より一部改正により施行する。